

古着の回収を再開します。

新型コロナウイルス感染症の影響等により古着等の回収を一時中止していましたが、受入先から条件付きで搬入の再開ができることとなりました。(分別の徹底、搬入量の制限、セーターの回収)

このため、リユース・リサイクルが「できるもの」と「できないもの」の分別を徹底していただくこととなりますので、分別のご協力をお願いします。

なお、当分の間は「船津のリサイクルセンター」のみで回収としますが、搬入の時に分別ができないものや回収できないものは、再度持ち帰っていただき分別していただくこととしますので、ご理解とご協力をお願いします。

古着・古布の回収のルールです。

1. 基本は洗ったものを出してください。
2. わざわざクリーニングに出す必要はありませんが、自分でも使える状態、タンスにしまえる状態を出してください。
3. 濡らさないよう、汚れないようにして出してください。(適当な大きさのポリ袋に入れて出してください)
4. 事業所等から排出される廃棄物は一切回収できません。

回収できるもの

(古着以外でリユース・リサイクルができるもの)

1. 肌着・下着類
2. タオル・シーツ類
3. 寝具カバー・枕カバー類
4. 左右揃った靴下・帽子
5. 体型補正下着類(ブラジャー、ガードルなど)
6. 毛布類(ウール製、アクリル製)
7. タオルケット類
8. ハンカチ・スカーフ類(マフラーなど)
9. カバン・バック類(スポーツバックなど)
10. 再使用できる皮革衣料品

- ※ ツープiecesのようなセット物は、
セットが崩れないようにして出してください。
※ ボタンやファスナー、ベルトなどの
付属品は取り除かずに出してください

回収できないもの

(再使用できないもの)

1. 泥、油、ペンキなどで汚れたもの
2. 敷布団、掛布団、座布団、枕、ベットマット
3. ジュータン、カーペット、
4. 足拭マット、便座カバー
5. 雑巾、スリッパ
6. ペット用に使った毛布、タオルなど
7. コタツの下敷き、電気毛布
8. ビニール合羽、雨傘
9. 会社の制服、作業服
10. 仕立てくず、裁断屑など加工屑

※ **セーター** (当分の間)

令和2年7月1日

富士河口湖町役場 環境課

